

様式第3号（第5条関係）

指令第29号

許 可 証

住 所 瀬戸市山の田町43番地の303

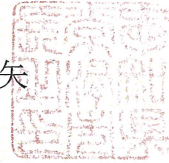
氏 名 株式会社 岩田清掃

代表取締役 金 森 知 実

常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項の規定により次の条件を附し、一般廃棄物処理業を許可する。

令和6年4月1日

常滑市長 伊 藤 辰 矢



- 種 類 事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬
- 許可区域 常滑市内全域
- 搬入先 オオブユニティ株式会社横根工場
- 有効期間 自令和6年4月1日
至令和8年3月31日
- 許可条件 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し、常に衛生的に処理すること。
② 収集運搬する際は、飛散しないように万全の措置を講ずること。
③ 施設利用の際は、職員の指示に従うこと。
④ 四半期ごとに処理業務実績報告書を提出すること。
- そ の 他